



住宅用 火災警報器



●チェックのポイント

一戸建て住宅の場合

○平成18年6月1日以降に新築した住宅

↓各寝室などに設置済み。

ただし、寝室として利用する部屋を増やした場合は、その部屋に設置されているか確認してください。

○既存の住宅

↓チェック表を見て必要個数を確認し、設置してください。

店舗などの併用住宅の場合

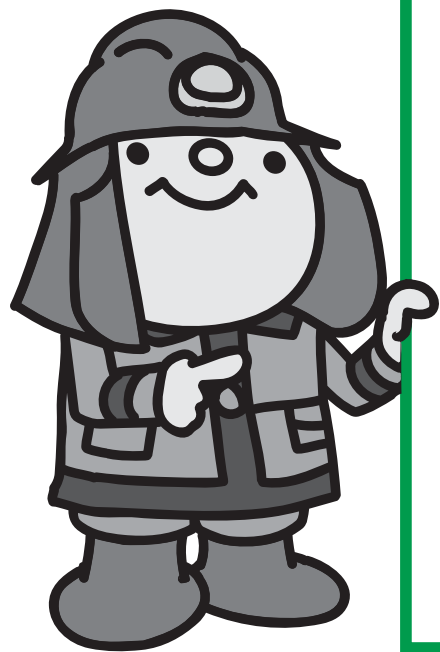
↓一戸建て住宅と同様に設置が必要です。ただし、自動火災報知設備という消防設備がすでに設置されている場合、警報器の設置は免除されます。

マンションや集合住宅の場合

↓居住者が設置すべきか、建物の所有者や管理会社に確

い場所なので、熱感知器を設置することをお勧めします。

実際に警報器がいくつ必要なのか、下のチェック表で設置数を確認できますので、設置の際にご利用ください。



全国で住宅火災による死者が増加しており、被害者の半数以上は逃げ遅れによるものです。このため、国は消防法を改正し、各住宅に住宅用火災警報器の設置を義務付けました。新築住宅については、すでに平成18年6月1日から設置が義務付けられていますが、既存住宅についても平成21年6月1日(県内統一)から設置が義務付けられます。

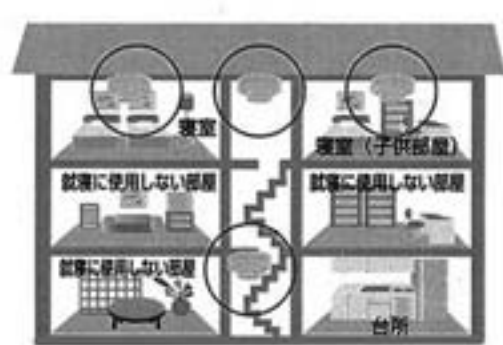
そこで今回は、住宅用火災警報器について、改めてお知らせします。

設置しましたか？ 住宅用火災警報器

チェック表 警報器の設置個数を確認してみましょう。

①寝室として使用する部屋は何部屋ありますか？ ※主寝室のほか、子供部屋なども、寝室として利用している場合は含まれます。ただし、来客などがときどき就寝する客間などは除きます。	部屋数 ()
②階段部分には設置が必要ですか？ ・寝室が1階のみの場合は、階段部分に設置の必要はありません。 ・2階に寝室がある場合は、階段上部に設置が必要です。 ・3階に寝室がある場合は、階段上部と階段の1階部分に設置が必要です。	設置箇所 ()
③警報器を設置する必要のなかった階に、4畳半以上の居室は5つ以上ありますか？ ※上記のような場合は、その階の廊下などに設置が必要です。	設置場所 ()
④台所に設置しますか？ ※市では、台所への設置を義務付けていませんが、火災発生の多い場所なので、「熱感知器」の設置をお勧めします。	台所数 ()

注意)チェック表はあくまでも目安です。判断に迷う場合は消防署などにご相談ください。



チェック表②階段に設置が必要な具体例



チェック表③廊下に設置が必要な具体例

また、それぞれ電池タイプと電源(100V)タイプがあり、電池タイプは単独型で、火災を感じた警報器だけが鳴ります。電源タイプは、各警報器を配線でつなぎ連動させることで、すべての警報器が鳴ります。



住宅用火災警報器(以下、警報器)は、火災による煙や熱を感じて、警報音で火災の発生を知らせる機器です。煙を感じする「煙感知器」と、熱を感じする「熱感知器」があり、大きさは手のひらサイズです。

住宅用火災警報器とは

なお、台所には設置義務はありませんが、火災発生の多

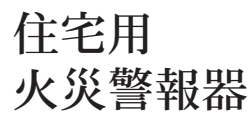


警報器の設置例

消防法により、煙感知器を「寝室として使用するすべての部屋」に設置しなければなりません。そのほか、2階に寝室がある場合などは、「避難経路となる階段部分」にも設置が必要です。

取り付け場所

くわしくは
消防本部 予防課
☎(21)0368



購入するには

なお、市消防本部では、日本消防検定協会の基準をクリアした「NSマーク」(下図)表示の



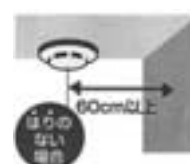
 取付時の注意点

具体的には

ける場合は、部屋の中央付近がもっとも有効です。やむを得ず、壁や梁の近くに取付けける場合は、壁などから60cm以上離し、吸気口やエアコンの吹出口などからは1.5m以上離しましょう。

また、壁に取り付ける場合は、天井から15cm以上50cm以内に取り付けましょう。

なお、取り



大切なものを守るために

しかし、警報器を設置する

住宅火災から大切なものを

住宅用火災警報器Q&A

Q 煙感知器や熱感知器はなぜ鳴るのですか？

▲煙感知器は、感知部に煙の
ような細かい粒子が入ると
警報音が鳴ります。火災に
よる煙のほか、調理中の煙
や蒸気、殺虫剤、大量のた
ばこの煙などでも鳴ること
がありますので、ご注意く
ださい。

熱感知器は、感知部の温度が70℃前後になると警報音が鳴ります。そのため、火災の火元になりやすい台所への設置を勧めています。

Q 自分で取り付けできますか？

▲警報器には、電池タイプと電源(100V)タイプがあり、電池タイプはネジ止めですので、ご自分で簡単に取り付けできます。ただし、いち早く煙を感じさせるため天井や壁の高所に取り付ける必要がありますので、取り付けの際は転倒などに十分な注意が必要です。

また、電源タイプは電気工事が必要となるので、電気

**設置義務化に便乗した
悪質商法にご注意ください！**

- 消防署や市役所など、行政機関の名をかける
- 領収書を取りに行ったまま戻らない

また、領収書がないとクーリング・オフ制度も利用できない場合があるので、安易に支払いをすることは危険です。

万一被害にあわれた場合は、住宅用火災
警報器相談室(通話無料)や消費生活セン
ターまでご相談ください。



住宅用火災警報器相談室 ☎ 0120-656-911
消費生活センター(クーリング・オフ制度について) ☎ 22-4743